

令和5年（2023年）6月

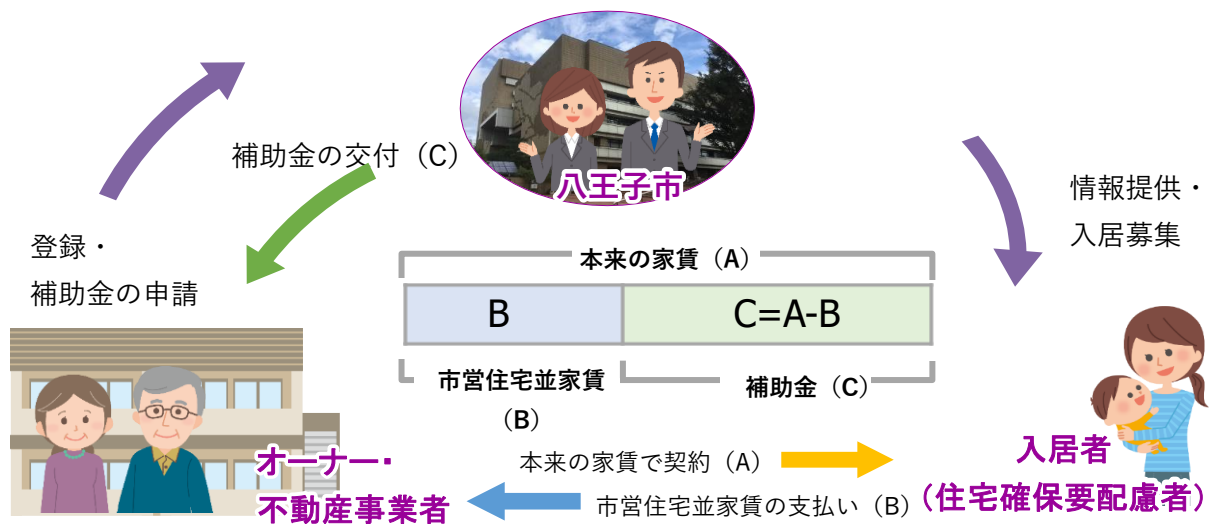
子育て世帯向け 家賃低廉化補助対象住戸募集のご案内

家賃低廉化補助とは

住宅に困窮する低額所得者が市営住宅並の家賃で入居できるように、市から民間住宅の賃貸人に対し補助金を交付する制度で、その対象となる住戸を募集します。

市営住宅並の家賃（入居者負担分）の額は市営住宅と同等の基準（一部除く）で算定し、本来の家賃との差額を補助金として賃貸人に交付します。（上限4万円）

賃貸人への補助の期間は10年間で、入居者が市営住宅並の家賃で入居できる期間も10年間で限度となります。



【申込期間】 令和5年（2023年）6月1日（木）～6月30日（金）

※募集期間を過ぎても住戸の募集を行う場合もございます。
詳しくは住宅政策課までお問い合わせください。

【申込方法】 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて
八王子市役所5階住宅政策課へ提出してください。

【補助対象住戸の要件】

次の1～8のすべてにあてはまる必要があります。

1. 八王子市内に所在する「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」の登録を受けた（または登録可能な）住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の住戸であること。
※現在登録されていない住戸は補助対象住戸に指定されることとなった場合、登録申請を行っていただきます。
※全ての住宅確保要配慮者を受け入れることとする住宅を対象とします。
2. 1ヶ月あたりの家賃の額が、市営住宅並の家賃に4万円を加えて得た額以下であり、かつ、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。
3. 床面積が**30㎡以上**であること。
4. 消防法若しくは建築基準法または、これらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの。
5. **昭和56年6月以降に着工**されたもの、または、**耐震性を有する**ことを証明できるもの。
6. **台所、水洗便所、洗面設備、浴室及び収納設備**を設けていること。
7. 現に入居者がいないこと。
8. 登録を受けようとする者が暴力団員でないこと。

市営住宅並の家賃とは

当該住戸が市営住宅であった場合に入居者が負担すべき家賃のこと。

ホームページにて計算シートを公開しておりますのでそちらを利用して算出してください。

住戸募集について(計算シートはこちら)



家賃低廉化補助制度について



【入居者の資格及び注意点（主なもの）】

- ・月額所得が15万8千円を超えない子育て世帯であること。
- ・入居者の募集は市が行います。
その他詳細はお問い合わせください。

【各種補助制度を活用可能】

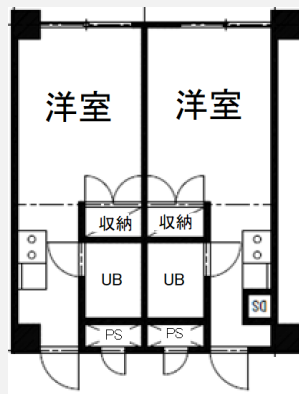
応募にあたり次の補助制度が活用できます。（詳細はお問い合わせください）

1. 八王子市の補助

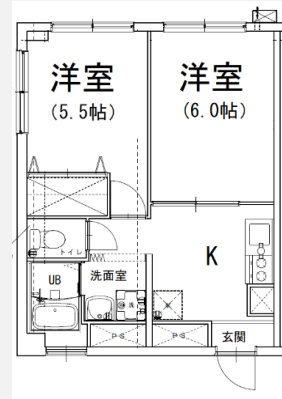
(1)改修費補助

家賃低廉化補助対象住戸とするための改修工事について、工事費の3分の2を貸主に補助（1戸当たり最大250万円）

《改修工事例》



2戸の1Rを
1戸の2Kへ
間取り変更工事



改修費補助について

(2)円滑入居協力報奨金

家賃低廉化補助対象住戸仲介を行った不動産事業者に、家賃の2分の1を報奨金として交付（1戸当たり最大3.5万円）



円滑入居協力報奨金について

2. 東京都の補助

(1)登録協力補助(登録協力報奨金)

不動産事業者から貸主への働きかけにより、空き家等が専用住宅に新たに登録された場合に、不動産事業者及び貸主にそれぞれ1戸当たり5万円の報奨金を交付

(2)耐震改修費補助

耐震改修工事等にかかる費用の6分の5を貸主に補助（上限1戸当たり250万円）

【募集以降の日程】

今回の募集等に係るスケジュールは以下のとおりです。

住戸の募集：6月30日（金）まで

住戸の決定：7月頃

入居者の募集：8～9月頃

入居者の決定：11月頃

契約時期：12～1月頃

※入居者の決定の状況により契約が2月以降になる場合があります。

問い合わせ先

八王子 まちなみ整備部住宅政策課（市役所5階）

電話 042-620-7385 FAX 042-626-3616